

「避難マニュアル」について

1 避難マニュアルの位置づけ

国民保護法 第 61 条によれば、市は、武力攻撃事態等が発生し、県から避難の指示の通知を受けた場合、県警察、海上保安部、自衛隊などの関係機関の意見を聴き所要の調整を行いつつ、速やかに避難実施要領を定めなければならない。また、県国民保護計画では、市はあらかじめ避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとしている。このことは、避難実施要領の記載内容及び作成手順の一定の相場観及びノウハウを培っておくことで、実際に事態が発生した際に当該要領の迅速な作成に資するためである。

当該マニュアルは、市の責務を確実に果たすため、住民避難に関わる基本的な考え方、市の特性からみた避難実施要領作成上の留意点を考慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しようとするものである。

2 避難実施要領に定める事項

避難実施要領に定める内容は、次のとおりである。

- 避難経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項、
- 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- その他、避難の実施に関して必要な事項

表 避難実施要領に定める事項

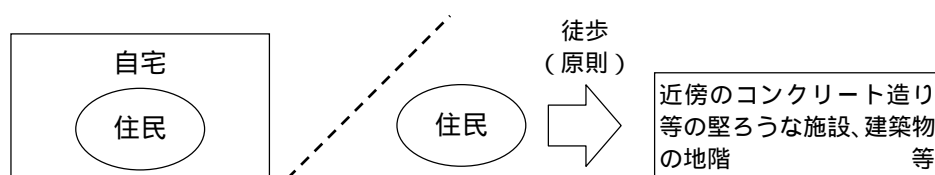
項 目	事 項
(1) 避難先・経路・手段・その他避難の方法	全般的な方針 避難施設の名称・所在等 避難の経路、避難の手段、避難開始時期等
(2) 避難誘導の具体的な実施方法、職員配置・役割等	避難誘導の具体的な実施方法 職員配置・役割分担 避難残留者の確認 災害時要援護者への対応
(3) 避難の実施に関して必要な他の事項	緊急時の連絡先 避難実施要領の住民への伝達 誘導に際しての留意点及び市職員等の心得 市が住民等に周知すべき留意事項 市職員の安全の確保 市対策本部における各部の役割 避難誘導にかかる連絡調整等 避難住民の受入・救助活動の支援

3 想定する住民避難のパターン

住民避難のパターンは、避難先またはその特性から、屋内避難、市内避難、県内避難、離島避難、県外避難の5タイプに分類することができる。ただし、については、本市に有人離島がないこと、については、他県との調整を待つ必要等の理由から、当該マニュアルの対象としない。

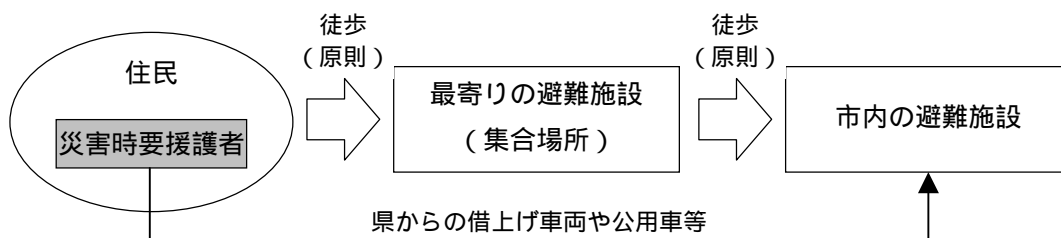
(1) 屋内避難

原則として徒歩により速やかに屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等により市内避難、又は県内避難の方法で他の安全な地域に避難する。



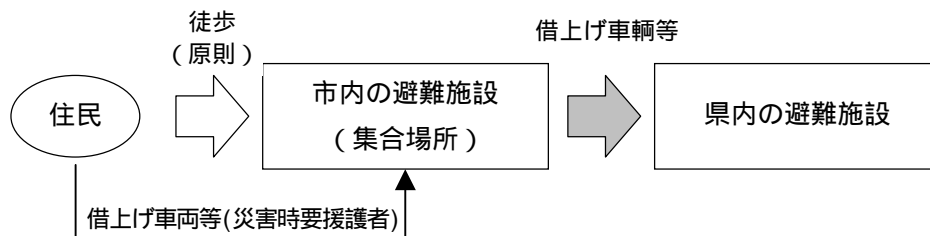
(2) 市内避難

徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が困難である災害時要援護者の避難に限り、バス等の借上げ車輛及び公用車を補完的に使用する。



(3) 県内避難

市内避難施設への避難は市内避難のとおり。市内避難施設から県内の避難施設へは、借上げ車輛等を使用する。



4 住民等への「避難の指示」までの流れ

武力攻撃等の事態認定後に国民保護による「避難の指示」が住民等に伝達されるまでの流れは、次のとおりである。

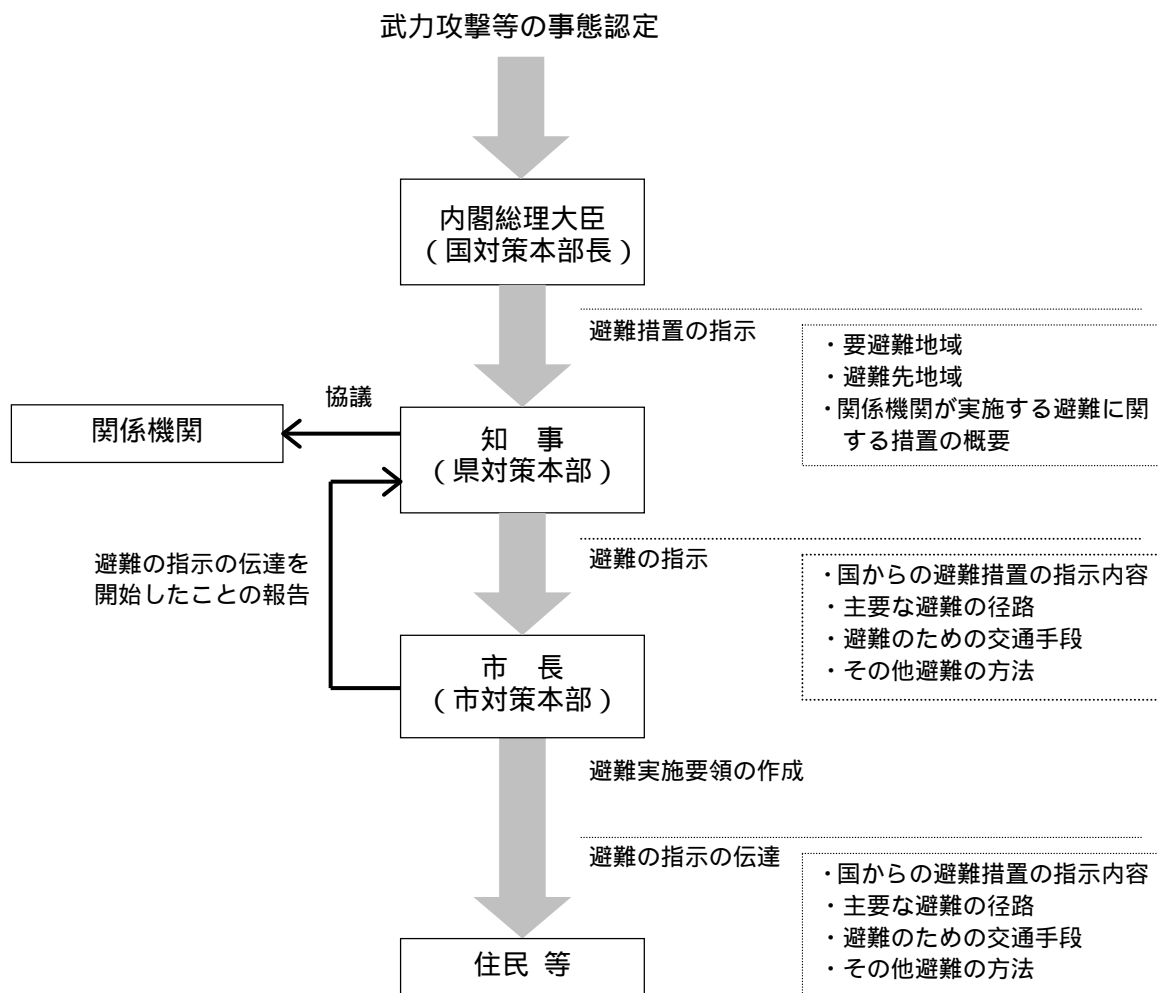


表 避難の指示及び誘導に関する国、県、市の措置

区分	避難措置の指示	避難の指示	避難住民の誘導
措置の主体	国	県	市
措置の趣旨	「住民の避難が必要であると認めるとき」に指示	県の区域における具体的な避難の方法を示して、住民に避難を指示	・避難の実施に当たって必要となる詳細な事項を示す。 ・警察、海上保安庁及び自衛隊に避難住民の誘導を要請するに当たって、その方法を示す。
対象	住民の避難が必要な地域（要避難地域）	住民の避難が必要な地域（国の避難措置の指示に基づき避難対象人数を把握）	避難住民の誘導単位
時期	-	避難の時期	集合場所、集合時間 （集合場所への交通手段） 集合に当たっての留意事項
避難先	住民の避難先となる地域（避難先地域）	避難先地域の割り当て	具体の避難先（避難施設）
理由	事態の状況 避難の必要性	事態の状況 避難の必要性	事態の状況 避難の必要性
方法	-	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な経路 ・運送手段（輸送力、輸送方法等） ・交通規制 ・避難施設の状況 ・国による支援の確認 	誘導単位毎に指定 <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路 ・利用交通機関 ・避難先施設 職員等の配置 災害時要援護者への対応 要避難地域の残留者の確認 避難誘導中の食料等の支援 避難住民の携行品、服装 緊急連絡先
平素からの備え		避難のタイプ毎に「避難の指示の内容」を作成	あらかじめ複数の避難パターンを作成